

第四十七号議案

江戸川区立学校設置条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和元年九月十九日

提出者

江戸川区長

斉

藤

猛

江戸川区立学校設置条例の一部を改正する条例
 江戸川区立学校設置条例（昭和三十二年四月江戸川区条例第六号）の一部を次のように改正する。
 別表の一小学校の部同二之江小学校の項中「江戸川六丁目四四番地」を「江戸川五丁目一八番地」に改め、同部同二之江第三小学校の項を削る。

付 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

（説明）

江戸川区立小・中学校の統合に関する基本指針に基づき、江戸川区立二之江第三小学校を廃止し、江戸川区立二之江小学校と統合するとともに、江戸川区立二之江小学校の改築に伴い、江戸川区立二之江第三小学校の既存校舎を仮校舎として使用するため、位置を変更する必要があるので、本案を提出いたします。